



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 1
- 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課） 3

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等に係る不動産取得税の課税の特例措置を廃止することとした。（第61条関係）
- 2 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上で、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。（附則第12条の2関係）
- 3 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する換地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限の到来をもって廃止し、規定を整理することとした。（附則第12条の2関係）
- 4 衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が5トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えることとした。（附則第15条の4関係）
- 5 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置等の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。（附則第20条関係）
- 6 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 7 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

○ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 過疎地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例について、適用期限を2年間延長することとした。（第9条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第53号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第61条第8項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。第81条の2において同じ。）」を削る。

附則第12条の2第1項中「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第10条第1項若しくは」を削り、「平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間」に改め、同条第2項を削る。

附則第15条の4第7項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に、「第1号」を「第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「第4条の6第8項」を「第4条の6第11項」に、「第4条の6第9項」を「第4条の6第10項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第4条の6第8項」を「第4条の6第11項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に、「第4条の6第9項」を「第4条の6第10項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トンを超える乗用車（施行規則附則第4条の6第8項で定めるものに限る。）又はバス（施行規則附則第4条の6第9項で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第10項で定めるものに適合するもの

附則第15条の4第8項中「第4条の6第10項」を「第4条の6第12項」に改める。

附則第20条中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の沖縄県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 改正後の沖縄県税条例附則第15条の4第7項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第54号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例(平成14年沖縄県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第9条中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 金城印刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号